

事務連絡
令和3年3月12日

都道府県
各指定都市 生活保護担当課医療扶助担当係 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室

施設の入所時等のPCR検査費用の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症にかかるPCR検査の医療扶助における取扱いについては、「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う検査に係る生活保護における取扱いの変更について」（令和2年3月27日付事務連絡）により実施されているところです。これにより、行政検査の場合の費用は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条に基づく公費負担医療が優先して適用され、医療扶助による給付は生じない取扱いとなっております。一方、無症状であっても社会経済活動を行うため、本人の判断により検査を受ける場合は自費検査（保険適用外）となることから、この場合、医療扶助の給付の適用外となっております。

そうした中、最近、一部の施設や医療機関等において、感染症対策としてPCR検査による陰性の確認を入所や入院の要件とするケースが報告されてきていることから、その取扱いについて、下記のとおりお示しするので、御了知いただくとともに、管内実施機関へ、周知願います。

記

問 施設の入所や入院にあたりPCR検査による陰性の証明が要件として示された。行政検査の対象とならないことから、被保護者が自費検査を求められた場合は医療扶助の給付の対象としても差し支えないか。

答 本来、自己都合によるPCR検査は自費検査であり医療扶助の対象とはならないが、昨今、一部の介護施設等でクラスター対策の観点などから入所者へPCR検査による新型コロナウイルス感染の陰性報告を求めているといった事案が見受けられる。こうした場合、介護施設等の新規入所者は症状の有無に関わらず行政検査の対象となる可能性があるほか、既存の助成制度の活

用が可能なケース、事業者側が検査費用を負担するケース等が考えられることから、まずは、そうした制度等の活用について検討することとする。その上でこうした制度等が活用できない場合においては、現在の状況に鑑み、福祉事務所においてやむを得ないものと判断されるケースにおいては、当面の間、局第 11-4-(1)-クにより PCR 検査費用を検診命令の対象として差し支えないこととする。